

審議会等の会議の記録

会議の名称	伊勢崎市防災会議（書面会議）
開催日時	令和3年11月15日（月）～令和3年12月3日（金）
開催場所	—
出席者氏名	別紙のとおり
傍聴人数	—
会議の議題	第1号議案 伊勢崎市地域防災計画（修正案）
会議資料の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・伊勢崎市防災会議 議案説明資料 ・伊勢崎市地域防災計画（修正案）新旧対照表 ・伊勢崎市国土強靱化地域計画（案）の概要 ・書面表決書
会議における議事の経過及び発言の要旨	<p>新型コロナウイルス感拡大防止のため、書面により開催した伊勢崎市防災会議について、別紙のとおり書面表決書への回答があり、以下のとおり結果となりました。</p> <p>1. 回答状況 委員数：60人 回答数：60人</p> <p>2. 回答結果 伊勢崎市地域防災計画（修正案） 賛成：60人 反対：0人</p> <p>よって審議の結果、原案のとおり可決されました。</p>

3. 意見について

委員からのご意見及び事務局からの回答は下記に記載

委員： 新旧対照表のP20「避難指示」の項目で、修正前に具体的な説明は必要ありませんか。（「小河川・下水道」や「指定緊急避難場所など」）

事務局： 災害対策基本法の改正（令和3年5月）により、避難のタイミングを分かりやすくするため、避難情報の名称が警戒レベル4の場合、「避難勧告」と「避難指示（緊急）」が「避難指示」に一本化されて、避難指示が発令された場合に住民がとるべき行動は「危険な場所から全員避難」となりました。

今回の修正案では、住民に避難行動を明確に理解してもらう必要性から、内閣府が公表しているガイドラインに基づき修正を行うものです。

委員： 新旧対照表のP24「2 住家被害」の項目で、「（6）半壊」との表記を「小規模半壊」とに表記できないか。

事務局： 災害の被害認定基準（内閣府政策統括官・令和3年6月24日付通知）に基づいて記載しています。

委員： 新旧対照表のP62「避難指示」における「発令者」の項目中「市長、知事」とP18「避難指示」の「発令者」の項目中「市長、知事及び警察官」の違いについて。

事務局： 特に相違はありませんので、ご意見のとおりP62はP18に合わせて記載します。

委員： 新旧対照表のP25及びP52の「災害対策本部の組織構成」について市民病院対策部の「総務財務班」を「総務班」、「財務班」に修正してほしい。

事務局： ご意見のとおり修正します。

委員： 新旧対照表のP32の「災害対策本部内の事務分掌」について市民病院対策部の「企画財政班」（企画財政課長）を「総務班」（総務課長）と「財務班」（財務課長）に分割してほしい。

事務局： ご意見のとおり修正します。

	<p>委員： 新旧対照表のP 5 9の「災害対策本部内の事務分掌」について市民病院対策部の「総務財務班」（総務課長）（財務課長）を「総務班」（総務課長）と「財務班」（財務課長）に分割してほしい。</p> <p>事務局： ご意見のとおり修正します。</p> <p>委員： このコロナ禍におかれまして皆様ご苦勞様です。出来ることがあれば協力いたしますので、お身体を大事に仕事に励んでください。</p> <p>委員： 突然起こるかもしれない自然災害に備えて、常に意識しておくことが大切に思います。1人1人が再認識できる環境づくりがとても大切に思います。 遠く離れた家族や地域の方々との話し合いを持つことで、安心安全で住み続けられる地域が持続されるのではと思います。今、自分ができることを頑張りたいと思います。</p> <p>事務局： ありがとうございます。今後も、災害予防、災害応急対策等、市民の安心安全を守れるよう一層努力してまいります。</p> <p>事務局： 1 2月3日をもって、伊勢崎市防災会議（書面会議）が終了となりました。</p>
--	---